

平成30年度第2回 岡山市国民健康保険運営協議会 会議次第

日時：平成31年2月7日（木）

午後2時～

場所：岡山市保健福祉会館9階機能回復訓練室

1 開 会

2 あいさつ

3 会長・副会長の選任

4 議 事

（1）平成31年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要

（2）岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

5 報 告

（1）応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

6 そ の 他

7 閉 会

平成30年度
岡山市国民健康保険運営協議会
資料

日 時：平成31年2月7日（木）

午後2時～

場 所：岡山市保健福祉会館9階機能回復訓練室

保健福祉局 保健福祉部 国保年金課

議 事（１）平成31年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要

【岡山市の国民健康保険事業の状況】

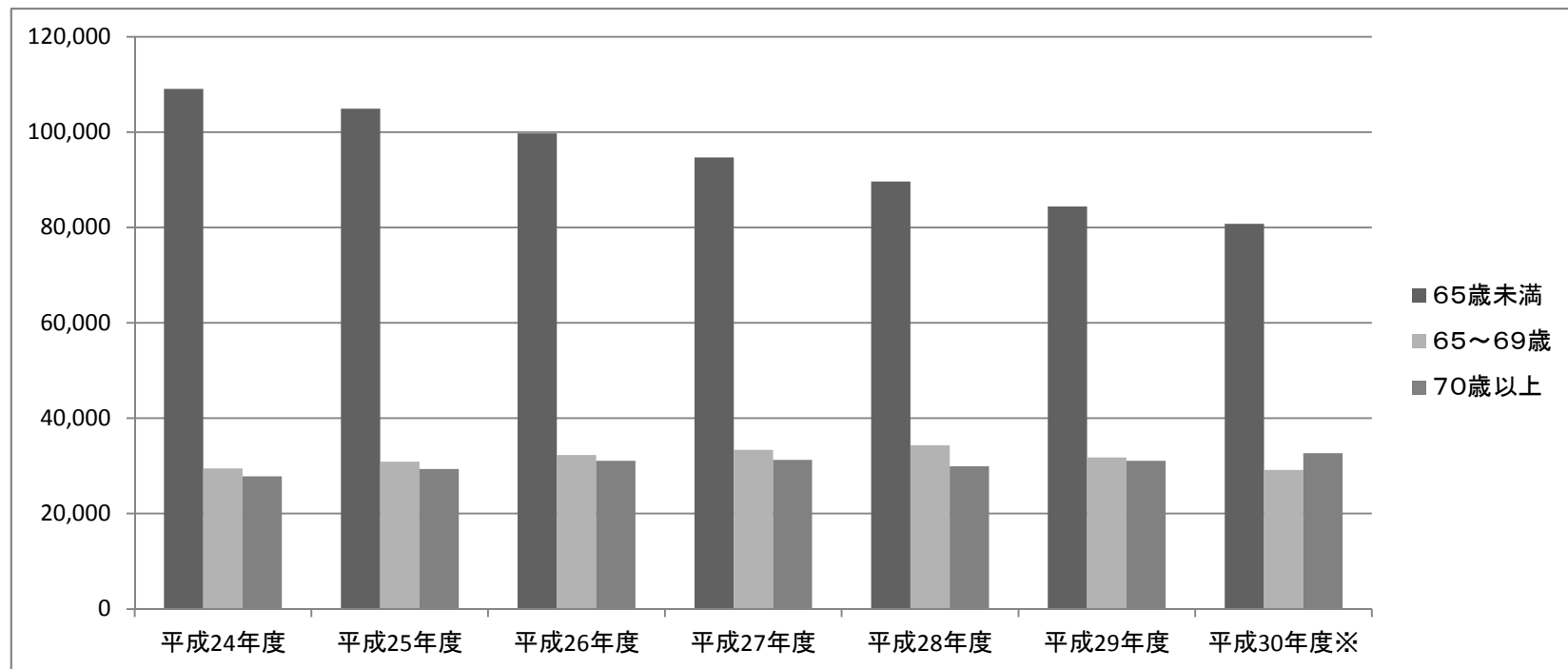
1 岡山市国民健康保険被保険者数の推移

被保険者総数は減少が大きくなる傾向にある。内訳では、70歳以上の被保険者が増加している。

平均被保険者数の推移（4～3月平均） ※平成30年度は12月までの平均

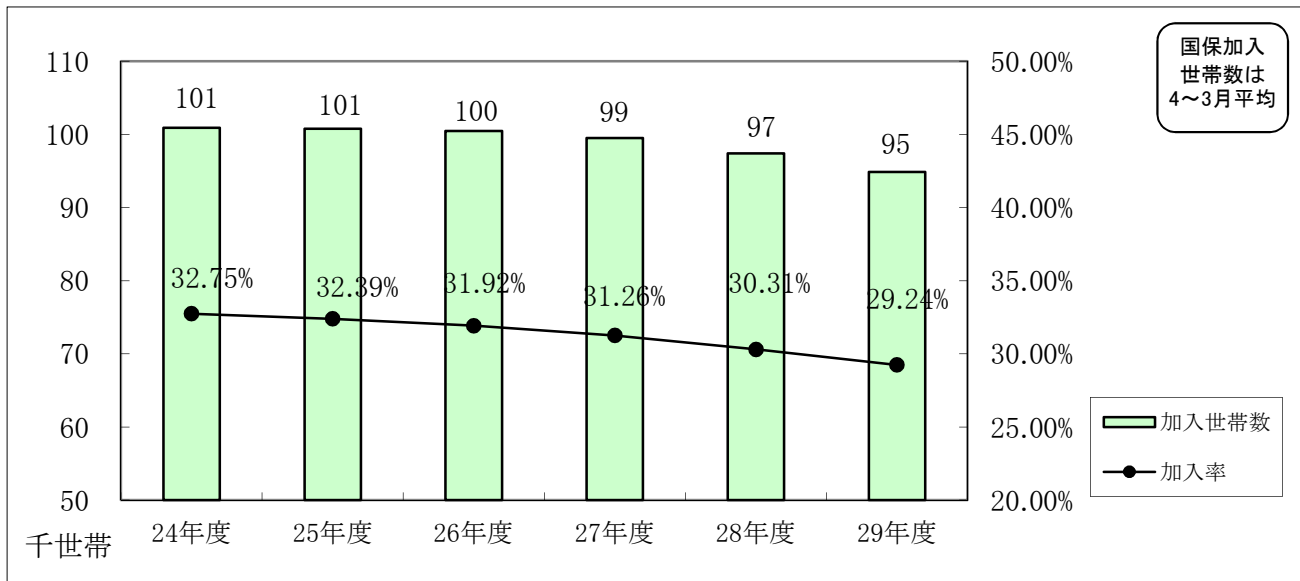
単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度※
65歳未満	109,038	104,874	99,750	94,674	89,620	84,380	80,782
65～69歳	29,472	30,855	32,265	33,397	34,311	31,798	29,135
70歳以上	27,834	29,324	31,080	31,246	29,907	31,100	32,691
被保険者総数	166,343	165,053	163,095	159,317	153,838	147,278	142,608

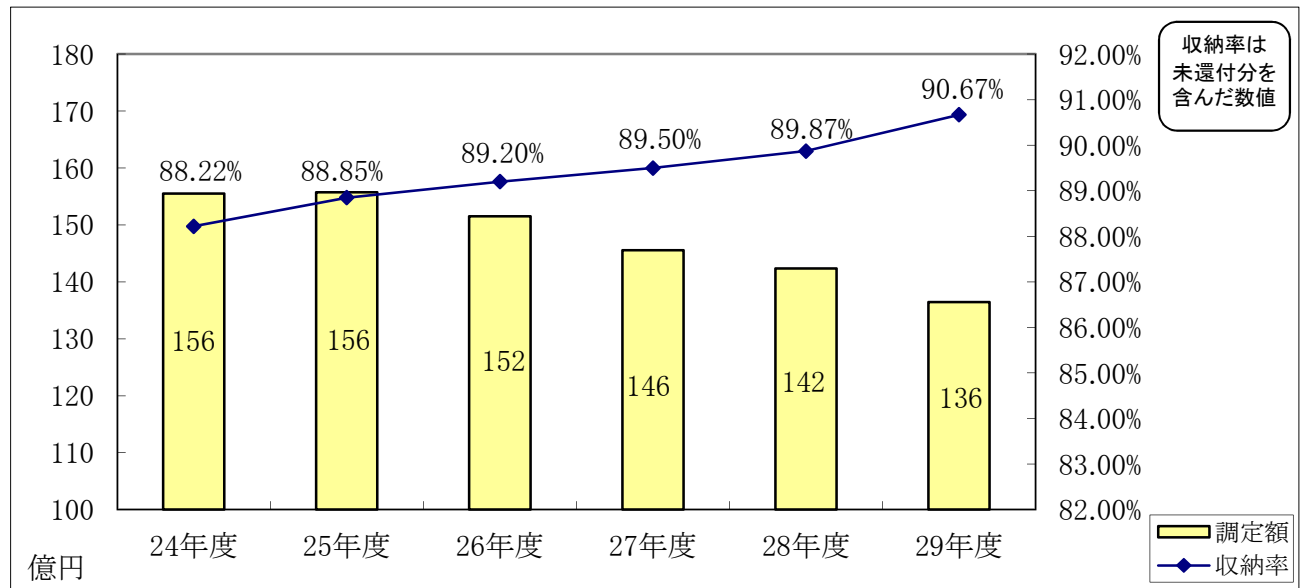


【岡山市の国民健康保険事業の状況】

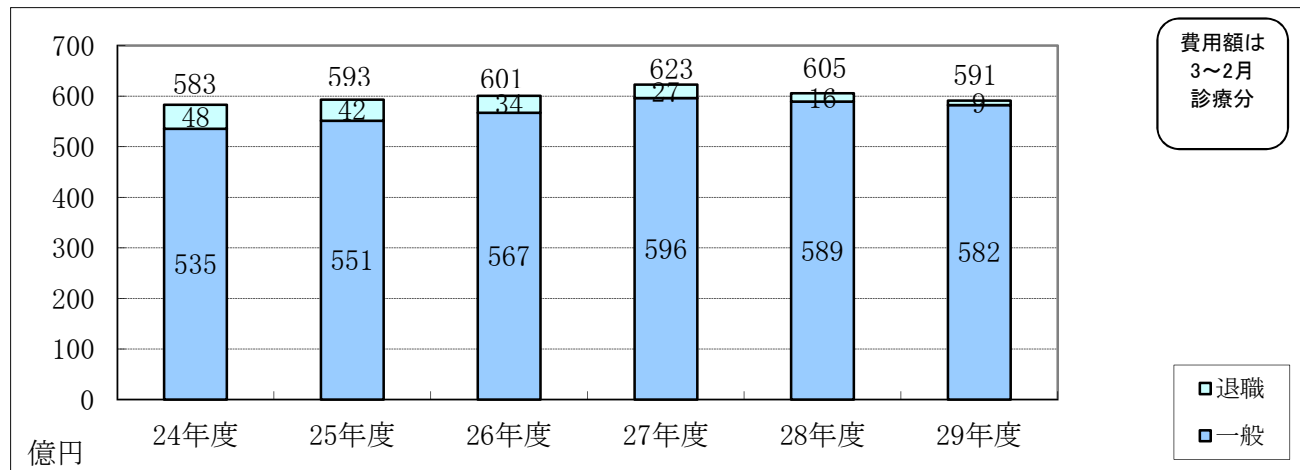
2. 国保加入世帯数、加入率(年度別)



3. 国民健康保険料(現年度分)の調定額と収納率



4. 療養の給付の推移(自己負担分を含んだ医療費10割分)



5. 国保特別会計収支の推移

(単位:千円)

年度	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30予算
歳入計①	71,776,070	75,101,191	74,599,120	86,596,458	84,787,910	83,877,052	72,424,718
歳出計②	69,985,482	72,733,248	73,379,793	85,616,140	82,641,929	82,882,963	72,424,718
歳入① - 歳出②	1,790,588	2,367,943	1,219,327	980,318	2,145,981	994,089	0
歳入のうち法定外繰入	2,300,000	2,980,000	1,200,000	2,850,000	2,850,000	1,100,000	1,320,000
歳入のうち基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
歳入のうち繰越金	1,082,027	1,790,588	2,367,943	1,219,327	80,319	2,145,981	0
前年度繰上充用金(累積赤字額)	0	0	0	0	0	0	0
繰越明許費	0	0	0	0	0	0	0

※H30予算は当初予算の額

6. 保険料率の推移

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
医療分	所得割 (%)	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.55
	均等割 (円)	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400	26,880
	平等割 (円)	21,120	21,120	21,120	21,120	21,120	21,120	21,120
後期高齢者 支援金分	所得割 (%)	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60
	均等割 (円)	8,880	8,880	8,880	8,880	8,880	8,880	8,880
	平等割 (円)	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960
介護分	所得割 (%)	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20
	均等割 (円)	9,360	9,360	9,360	9,360	9,360	9,360	9,360
	平等割 (円)	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280

■平成31年度当初予算(案)歳入の部

款	項	30年度当初予算	31年度当初予算(案)	
				対前年増減額
1	国民健康保険料	13,218	13,303	85
	1 国民健康保険料	13,218	13,303	85
2	国民健康保険税	1	1	0
	1 国民健康保険税	1	1	0
3	一部負担金	2	2	0
	1 一部負担金	2	2	0
18	国庫支出金	0	21	21
	1 国庫負担金	0	0	0
	2 国庫補助金	0	21	21
19	県支出金	51,747	48,108	▲ 3,639
	1 県負担金	0	0	0
	2 県補助金	51,747	48,108	▲ 3,639
20	財産収入	18	18	0
	1 財産運用収入	18	18	0
22	繰入金	6,699	7,876	1,177
	1 他会計繰入金	6,699	7,061	362
	2 基金繰入金	0	815	815
23	繰越金	437	37	▲ 400
	1 繰越金	437	37	▲ 400
24	諸収入	303	332	29
	1 延滞金加算金及び過料	31	65	34
	3 貸付金元利収入	105	105	0
	10 雑入	167	162	▲ 5
歳入合計		72,425	69,698	▲ 2,727

(単位:百万円)

■平成31年度当初予算(案)歳出の部

款	項	30年度当初予算	31年度当初予算(案)	
				対前年増減額
		782	794	12
1 総務費	1 総務管理費	717	729	12
	10 運営協議会費	1	1	0
	15 特別対策事業費	64	64	0
		51,339	47,689	▲ 3,650
5 保険給付費	1 療養諸費	44,432	41,040	▲ 3,392
	5 高額療養費	6,600	6,342	▲ 258
	7 移送費	1	1	0
	12 出産育児諸費	260	260	0
	15 葬祭諸費	46	46	0
		19,246	20,381	1,135
7 国民健康保険 事業費納付金	1 医療給付費分	13,843	14,947	1,104
	2 後期高齢者支援金等分	4,097	4,086	▲ 11
	3 介護納付金分	1,306	1,348	42
8 共同事業拠出金		1	1	0
	1 共同事業拠出金	1	1	0
10 保健事業費		391	414	23
	1 保健事業費	391	414	23
12 基金積立金		18	18	0
	1 基金積立金	18	18	0
15 諸支支出金		647	400	▲ 247
	1 貸付金	105	105	0
	5 償還金及び還付加算金	533	286	▲ 247
	15 雑出	9	9	0
20 予備費		1	1	0
	1 予備費	1	1	0
歳出合計		72,425	69,698	▲ 2,727

(単位:百万円)

■平成31年度の重点事業概要

【保険料収納対策】

これまで一定の成果をあげてきた取り組みを充実・強化しつつ、さらなる国民健康保険料の収納率向上をめざす。

◎計画予算:「第1款 総務費」「第15項 特別対策事業費」へ計上。

◎指標等

H30年度末 現年度分目標収納率=90.7%

【参考】 収納率の推移(上段のカッコ内は12月末現在)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
現年度分	(62.09%)	(62.33%)	(62.71%)	(62.96%)	(63.40%)
	89.20%	89.50%	89.87%	90.67%	
滞繰分	(17.49%)	(19.30%)	(19.69%)	(21.58%)	(24.01%)
	22.08%	24.19%	25.03%	27.02%	

○主要施策の概要

1 滞納未然防止(口座振替の利用促進)

(1) 電話勧奨強化

- ・国保新規加入後、半年経過時点において口座振替の登録がなされていない世帯に対して、電話による口座振替勧奨の実施(H27～)
- ・電話勧奨後3か月後を捉えて追跡調査を行い、未登録の世帯には再勧奨を行うなどフォローアップを意識した取り組みを実施(H28～)
- ・対象を滞納者にも拡大し、本事業の継続強化による利用率向上を図る(H29～)

(2) 郵送等による勧奨

- ・保険料納入通知書送付時に口座振替依頼書及び勧奨用チラシを同封

(3) 窓口勧奨強化

- ・口座振替勧奨のための嘱託員を全区役所に配置(H24～)
- ・新規国保加入者に口座振替原則化実施を踏まえたチラシと申込みハガキのセットの手渡し。(H27～)
- ・外国人向けに英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語の5カ国語のチラシを作成し、市窓口や市内語学学校、大学等へ配布(H28～)

(4) ペイジー口座振替受付サービスを利用した勧奨

- ・区役所のデジタルサイネージを活用し、サービスを利用した申込みを勧奨(H28～)
- ・金融機関届出印判がなくとも、キャッシュカードだけで口座振替手続きが可能なサービスであり、各区役所・料金課で受付(4金融機関、H25～)
- ・オリジナルキャラクター「ふりカエル」・「ペイ爺」を作成し、サービスの利用をPR

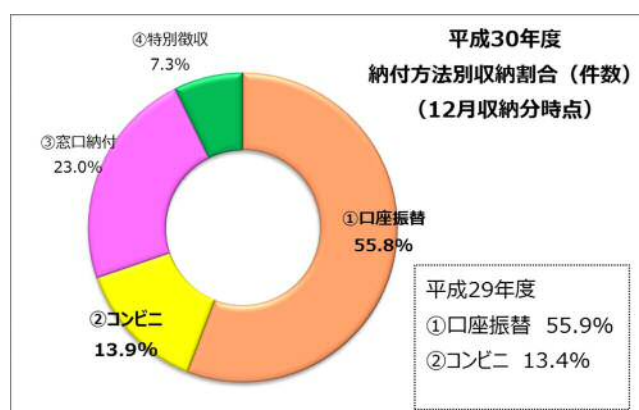
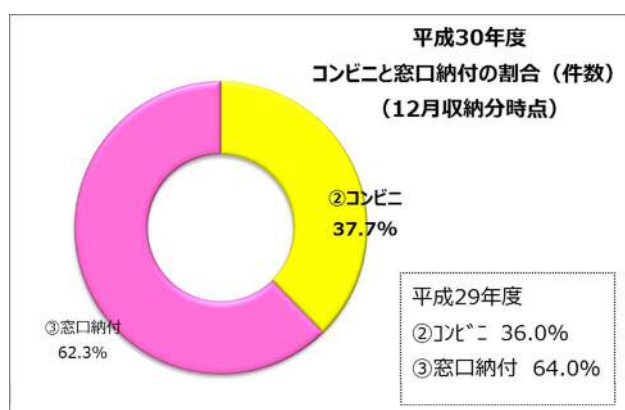
【参考】口座振替率の推移(12月末時点 過去4年)

H27	H28	H29	H30
47.72%	48.06%	48.25%	48.20%

2 納付方法の多様化

- ・コンビニ収納の開始 (H26～)

平成26年度	取扱い件数 64,242 件 (全体の 9.4%)
	取扱い金額 931,407,724 円 (全体の 6.8%)
平成27年度	取扱い件数 74,131 件 (全体の 11.1%)
	取扱い金額 1,084,900,765 円 (全体の 8.3%)
平成28年度	取扱い件数 86,701 件 (全体の 13.2%)
	取扱い金額 1,343,979,977 円 (全体の 10.4%)
平成29年度	取扱い件数 89,309 件 (全体の 13.9%)
	取扱い金額 1,414,841,634 円 (全体の 11.3%)



コンビニで納付する割合が、平成29年度と比較して増加
継続的な口座勤奨の効果もあり、口座振替の割合はほぼ前年並み

コンビニ収納導入後の納期内納付割合推移 (12月末時点比較)

(単位：%)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度
納期内納付割合	76.7	77.5	78.1	78.8

3 初期滞納者への対応強化

- (1) 窓口・電話・財産調査等初期対応強化
 - ・財産調査データ入力作業の委託により、嘱託員の担当替えを行い、窓口対応、電話催告を強化 (H29～)
- (2) 料金収納推進員による訪問催告
- (3) 休日・夜間納付相談の実施
 - ・一斉催告発送時の夜間相談 (偶数月に各2日 午後8時まで)
 - ・月末夜間相談 (毎月末日 午後7時まで)
 - ・休日納付相談 (12月の休日1日)
- (4) 財産調査の早期着手

4 滞納処分の徹底

- ・滞納者への集中滞納整理
滞納整理強化期間の実施（7月、11月、2～3月）

【参考】差押え件数、換価金額の推移

年 度	差押え(件数)	換価金額(円)
H26	1,135 (695)	62,175,275
H27	1,043 (727)	64,107,248
H28	1,468 (968)	65,570,933
H29	2,073 (1,420)	100,859,301
H30	(1,818)	(107,922,278)

() 12月末現在の差押件数及び換価金額

- ・給与や年金など、換価性の高い継続債権の差押強化（H29～）
- ・搜索、インターネット公売の定期的な実施（H28～）
- ・タイヤロックの実施
- ・多様な債権差押（売掛金、仮想通貨、太陽光発電等）

5 過払金回収による滞納料金への充当

- ・H28～試行開始
過払金の回収を滞納料金へ充当することで、徴収困難事例の削減を図る
多重債務者等への岡山市寄り添いサポートセンターとの連携による生活支援

過払金債権調査

	調査(件)	回収(件)	充当(円)
30年度	9	6	4,379,543
29年度	6	1	133,162
増 減	3	5	4,246,381

6 賦課・徴収部門の連携

- ・不現住調査や社保の資格調査、未申告者への申告勧奨等を行い、賦課の適正化
- ・短期証・資格証を活用し、納付相談の機会確保
- ・年金特徴の強化

7 効率的な滞納整理業務の推進

- ・平成31年度9月下旬導入予定の次期滞納整理支援システムの円滑な導入

【医療費適正化対策】

生活習慣病対策をはじめとして、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組について支援を行い、医療費の適正化を実現するために様々な事業を行っている。

メタボリックシンドロームに着目し生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導（以下、「特定健診等」という。）を推進するとともに、慢性腎臓病に着目し、腎機能低下の恐れがあり糖尿病などの生活習慣病の重複するリスクを有する対象者に保健指導又は医療受診勧奨を行う「特定健診フォローアップ事業」や、35歳から39歳の被保険者に対し特定健診に準じた健診を実施し、生活習慣病予備群に早期介入を行うことを目的とする「35歳からの健康診査」等の、生活習慣病の発症及び重症化予防を中心とした国保保健事業を展開している。

併せて、レセプト点検の充実、ジェネリック医薬品普及啓発、適正受診の推進などにより、継続して医療費の適正化に努めていく。

また、第2期データヘルス計画と第3期特定健康診査等実施計画を、平成30年度から平成35年度までの6年計画として策定し、新たに国保保健事業を推進している。

平成31年度は、平成30年度から自己負担を引き下げた特定健診受診率向上に取り組むほか、糖尿病治療中断者等への医療受診勧奨事業を継続、また新規事業としてAIを活用した健康見える化事業を開始し、具体的かつ効果的な保健指導を実施予定である。

◎計画予算:「第1款 総務費」「第15項 特別対策事業費」及び「第10款 保健事業費第1項 保健事業費」へ計上

◎指標等 特定健康診査受診率 33.0%(平成31年度目標値(案))

【主要施策】

1. 医療費適正化のための連携と調査
2. レセプト点検の充実
3. 特定健康診査等の推進
 - (1) 特定健康診査・特定保健指導
 - (2) 特定健康診査ワンコイン健診
 - (3) 医療機関からの検査結果提供
 - (4) 節目年齢への集中受診勧奨
 - (5) 特定健診フォローアップ事業
 - (6) 35歳からの健康診査等
 - (7) 生活習慣病重症化予防訪問指導
 - (8) 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - (9) 糖尿病対策歯周病検診促進事業
 - (10) AIを活用した健康見える化事業(新規)
4. ジェネリック医薬品の普及啓発
5. 適正受診の推進
 - (1) 柔道整復療養費適正化事業
 - (2) 海外療養費支給申請における重点審査
 - (3) 重複・頻回受診者への啓発及び健康相談 など

<主要施策の概要>

1 医療費適正化のための連携と調査

- 医療費適正化・国保財政健全化連絡会議の設置（H21 から）、医療費分析実施（H22）
・医療費分析実施（H27）：結果を活用した事業実施及び地域の健康課題共有化等

2 レセプト点検の充実

点検員の増員（平成 24 年 8 月、8 名から 10 名に増員）及びスキルアップ

3 特定健康診査等の推進

- (1) 特定健康診査・特定保健指導
健診受診率向上施策：啓発イベント、受診勧奨はがき送付、受診案内の充実、
受診者プレゼントキャンペーン（H28 から） など
保健指導利用率向上施策：利用勧奨通知、結果説明に引き続く特定保健指導、
直営による特定保健指導（H26 から） など
- (2) 特定健康診査ワンコイン健診（H30 から）
特定健診の自己負担を 500 円に引き下げ、受診しやすい環境整備を行う
- (3) 医療機関からの検査結果提供（H28 から）
医療機関から特定健診に相当する検査結果の提供を受け受診率向上を図る
- (4) 節目年齢への集中受診勧奨（H28 から）
40・50・60・66 歳の対象者へ自己負担 0 円の受診券交付と、個別電話勧奨を実施
- (5) 特定健診フォローアップ事業（H23 から）
肥満を伴わない有リスク者へ慢性腎臓病に着目した保健指導・医療受診勧奨実施
- (6) 35 歳からの健康診査等（H24 から）
35 歳から 39 歳の被保険者に対し特定健診等に準じた健診等を実施
- (7) 生活習慣病重症化予防訪問指導（H26 から）
医療受診勧奨域にある人を訪問し、健康相談等により早期治療に結びつける
対象者中の該当者には特定保健指導の利用勧奨を実施
- (8) 糖尿病性腎症重症化予防事業（H30 から）
レセプト等から抽出した糖尿病治療中断者等に医療受診勧奨を行う
- (9) 糖尿病対策歯周病検診促進事業（H29 から）
前年度健診で HbA1c 値が基準値以上の被保険者に歯周病検診無料クーポンを交付
対象 40・50・60 歳⇒40・45・50・55・60・65・70 歳へ拡大（H30 から）
- (10) **AI を活用した健康見える化事業（H31 から）**
AI を活用して健診データ等を解析し、一人ひとりに適した生活習慣改善メニュー
の提示と、効果的な保健指導を実施する。

4 ジェネリック医薬品の普及啓発

ジェネリック医薬品差額通知（H24 から）を発送することにより、ジェネリック医薬品への切り替えを促し、医療費適正化へつなげる。

5 適正受診の推進

- (1) 柔道整復療養費適正化事業（H25 から）
被保険者へ疑義照会・啓発及び施術所への指導等を実施。縦覧点検を委託実施
- (2) 海外療養費支給申請における重点審査（H26 から）
海外医療機関等に対する文書照会等を業務委託実施し支給申請の審査を強化
- (3) 重複・頻回受診対策（H25 から）
対象者に適正受診等についての文書送付及び電話等による健康相談を実施し、通知後の状況等から必要があれば訪問等による状況確認・指導等を行う。

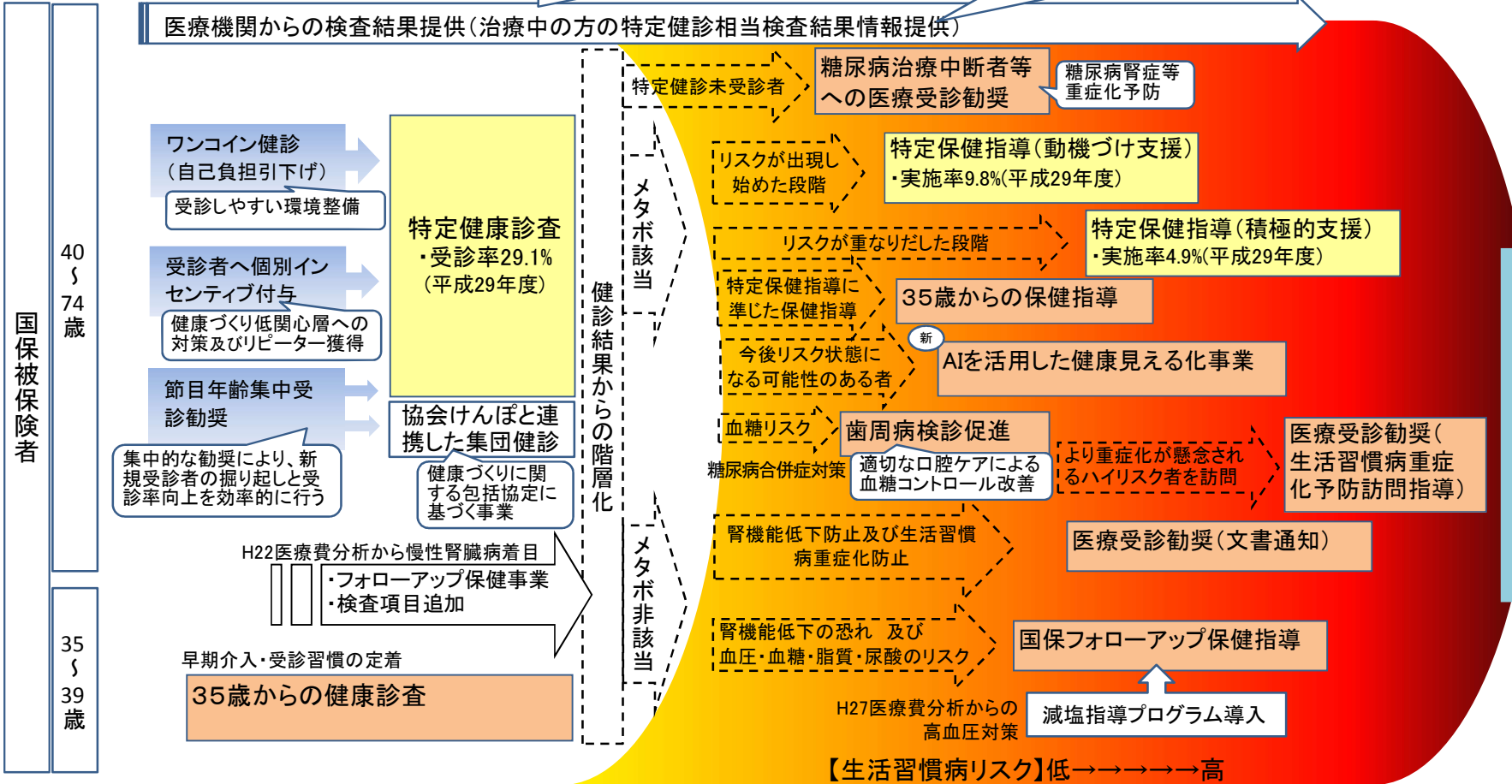
平成31年度 医療費適正化への取組

生活習慣病の発症・重症化予防

特定健診未受診者の4割程度は、定期通院しており健診の必要性が低いことが未受診理由となっている

特定健診項目相当の検査結果の提供を受け、特定健診受診率向上及び地域の健康課題把握に活用

医療機関からの検査結果提供（治療中の方の特定健診相当検査結果情報提供）



医療費適正化・被保険者の健康保持増進・被保険者の負担軽減

給付の適正化

レセプト点検の充実

・点検体制の強化、第三者求償の徹底など

ジェネリック医薬品の普及啓発

・差額通知、希望シール配付など

適正受診の推進

・医療費通知、重複頻回受診啓発、柔道整復療養費適正化、海外療養費申請の重点審査、たばこ対策推進など

議 事（２）

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

■主 旨

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成31年4月から実施される見込みである国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減判定所得の見直しに伴う所要の措置を講じるため、岡山市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

■改正の概要

1. 保険料賦課限度額の上限額の引き上げ

（現 行）93万円（基礎分58万円＋後期支援金分19万円＋介護納付金分16万円）

（改正後）96万円（基礎分61万円＋後期支援金分19万円＋介護納付金分16万円）

2. 保険料に係る軽減判定所得の見直し

軽減対象となる軽減判定所得額を以下のとおり引き上げる。

① 2割軽減対象世帯

（現 行）33万円＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

（改正後）33万円＋51万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

② 5割軽減対象世帯

（現 行）33万円＋27.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

（改正後）33万円＋28万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

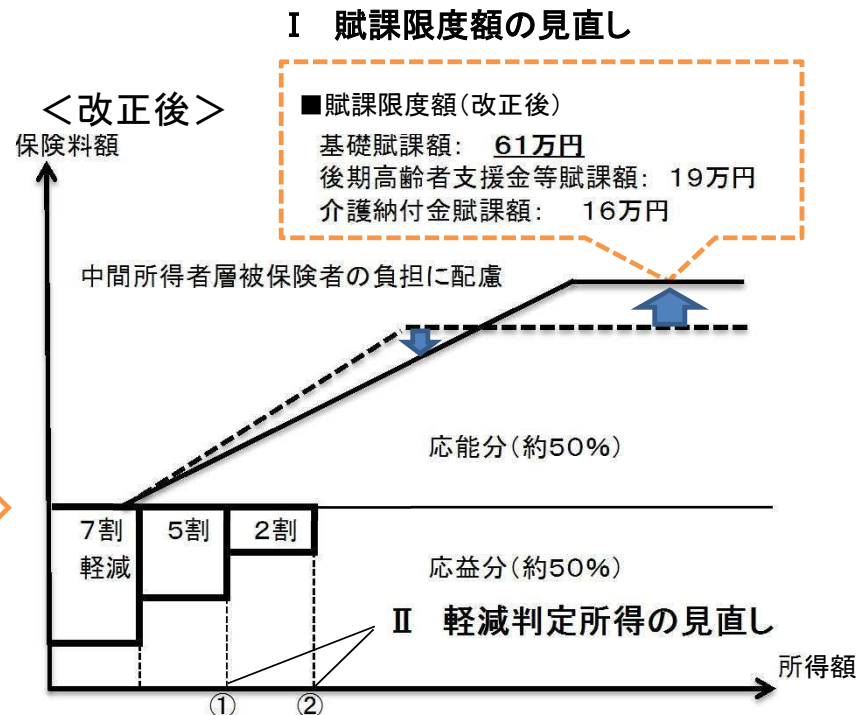
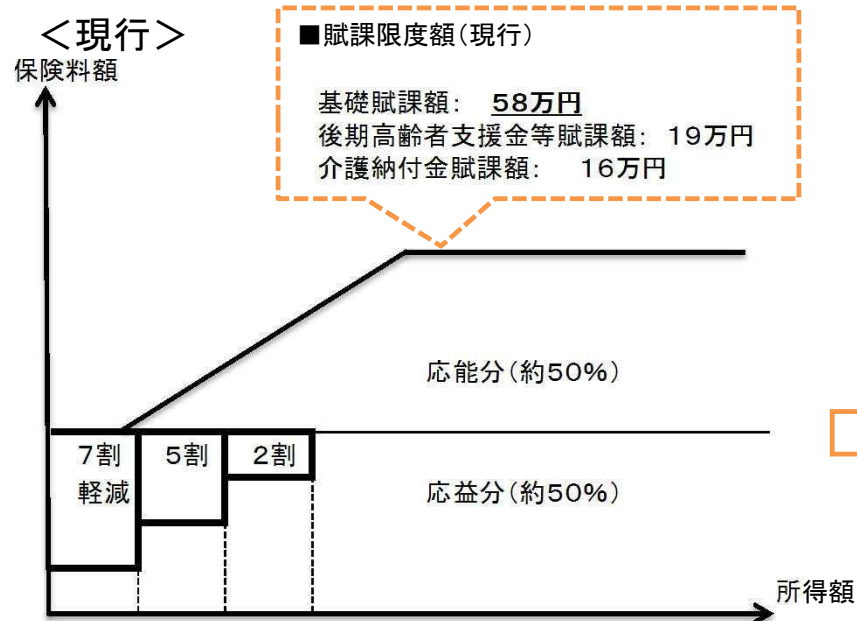
*①、②とも均等割（人数割）＋平等割（世帯割）の2割又は5割が減額される。

■施行期日

平成31年4月1日から施行予定

国民健康保険料の賦課限度額及び保険料軽減判定所得の改定について

改正内容



- 軽減判定所得(現行)
- 7割軽減基準額=基礎控除額(33万円)
 - 5割軽減基準額
=基礎控除額(33万円)+**27.5万円** × (被保険者数*)
 - 2割軽減基準額
=基礎控除額(33万円)+**50万円** × (被保険者数*)

- 軽減判定所得(改正後)
- 7割軽減基準額=基礎控除額(33万円)
 - ① 5割軽減基準額
=基礎控除額(33万円)+**28万円** × (被保険者数*)
 - ② 2割軽減基準額
=基礎控除額(33万円)+**51万円** × (被保険者数*)

* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【改正の概要】

- 保険料賦課限度額の引き上げ
 - 保険料の軽減判定所得基準の拡大。
- ※平成31年度保険料から適用

報 告（１）

応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

■旧被扶養者減免の概要

- ・平成20年度に後期高齢者医療制度が創設された際、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者は国民健康保険の被保険者となることとなった（以下「旧被扶養者（※1）」という。）。
- ・旧被扶養者は、被用者保険の被扶養者であった期間に保険料を賦課されていなかったが、国民健康保険被保険者となることで保険料負担をすることとなった。
- ・そのため、国保においても、旧被扶養者にかかる保険料について、2年間、後期高齢者医療制度と類似の緩和措置が国において設けられた（所得割は10割、均等割額・平等割は5割の減免（※2））。
- ・減免期間の推移
 - 平成20年度：資格取得から2年間
 - 平成22年度：当分の間に変更

■見直しの経緯

- ・旧被扶養者の後期高齢者医療制度における応益割（※3）に係る保険料軽減措置について、平成31年度以降、2年を経過する月までの間に限り実施することとされたことから、国において、国民健康保険についても見直すこととされた。
- ・また、旧被扶養者に係る応能割（※4）については、当分の間、従来どおりの減免を実施することとされた。

（※1）国民健康保険被保険者になった時点で65歳以上の方が対象

（※2）平等割額の減免は旧被扶養者のみの世帯が対象

（※3）応益割：均等割・平等割をいう

（※4）応能割：所得割をいう

■見直しの概要

- ・平成31年度以降、旧被扶養者に係る応益割の減免の期間を2年間とする。
（応能割については変更なし）